

第2回下川町林業振興審議会 会議録

日 時 令和6年11月12日（火）午後6時～午後7時40分

場 所 役場4階中会議室

出席者 板橋太郎会長、麻生翼委員、越智光司委員、杉野委員

田中由紀子委員 計5名

亀田課長、斎藤係長、今主査 計3名

議 事

（1）下川町産業振興基本条例（仮）パブリックコメント実施について

・事務局から資料に基づき説明

（2）意見交換

委 員：第2条の事業者の定義について、拡大・変更はあるか？NP0は対象になるか？

事務局：事業者の定義にNP0や財団法人も規則の中で謳っていこうと考えている。

委 員：財団法人、社団法人も？

事務局：産業に纏わる取り組みをされているところは入れる予定。

委 員：個人事業主は現在の条例でも対象か？

事務局：対象である。

委 員：省エネルギーの定義は？機器なのか、断熱や使用量を減らすものも対象か？

事務局：ハード事業なので工場の照明のLED化などを想定。詳しくは要綱で基準を決める。省エネ性能の高い空調機なども想定している。

委 員：断熱は入ってこない？

事務局：どこまで広げるか、基準は必要だと思う。国の補助要綱を参考に基準を決めていきたい。

事務局：事例的には北海道経済産業局が事業を持っている。参考にして決めていきたい。

事務局：林業関係の部分で中小企業の店舗が改修等を行うときに地域材利用のメニューが無いので、地域材を利用した場合は1㎡当たりで加算するメニューを入れたいと思う。

会 長：別表第2の資格取得・人材募集の補助基準で人材募集が補助率2/3、上限15万円にしているのは、人材が不足しているから、そこに手厚くしたいということ？

事務局：農業でいうと耕種農家は収穫作業で人手が必要。一方で酪農業はハローワークではこの地域に人はいないので、アグリナビというサイトで全国募集をしているが、農家によっては年間100万円くらいかかる。転職サイトの成功報酬が高いとか、長期の契約に対して支援をしたい。

会 長：森林所有者の事業を手掛けている者としては、私有林整備事業が現行のまま継続していただけるのはありがたい。宣伝していないので、なかなか広がらないが、他の市町村に比べれば大変手厚い事業なのでありがたいと思っている。

委員：他の市町村とどれくらいの差がある？

会長：他の市町村だと面積当たりいくら。下川町の制度は額でいうと大分手厚い。

委員：悪用されることはないか？町外の外資等から下川町で森林を持てば特だということでは？

会長：この仕組みは皆さんに知られていないので。

委員：リスクがあるなら予防線みたいな一文があった方がいいのでは？

会長：いいと思う。例えば下川に会社が入ってきても継続的に持って経営してもらえばいい。目的に反する会社については上手く防げるルールがあってもいい。例えば江別の会社の下川に山を持っているが、昨年に間伐等の手入れもして、町の補助金も受けている。その会社は社員の研修も兼ねて間伐の時に社員さんを連れてきて、トドマツの葉のオイルを蒸留してもらったりして、下川と関わりを持ってくれる会社。そういう会社は排除しなくていいと思う。

委員：町外の事業者でも普通に使えるということ？

事務局：いまの条例の森林所有者の定義が町の区域内に森林を所有する者となっている。町外の方も対象。

事務局：一応、森林所有者が国及び道の補助を受けて実施する事業が対象なので、町外の人々がぼっと山を買って国・道の補助を受けることが簡単にできない仕組みになっている。森林組合と計画づくりから一緒にやって、森林組合が予算を配分しないとこのメニューに乗らない仕掛けになっている。

委員：所有するときの制限はあるか？

事務局：個人間の売買となると止める術はない。森林組合員の売り買いになると権利等の問題があるので、森林組合に相談が必要ということになる。ニセコとかは不動産会社が入って買われるパターン。

会長：森林組合に声をかけてもらおうと伐ったら植える約束事とか、登記的なものとか説明できるのでエスカレートしない。ニセコのように土地に魅力があると色々な人が入ってくる。

委員：私有林整備事業の中で自分の山に行くまでの林道に木が被っていけない場合、作業路整備は対象になるか？

事務局：なる。パターンは2つ。森林組合に直してもらって、所有者に森林組合が請求した額に対して 1/3 を補助する。本人が自力で直すと経費の証明が難しいが、重機のリースであればリース料は出せる。人件費は難しい。

委員：森林組合でこれまで実績はあるか？

会長：ほとんど実績はない。森林組合で間伐をするときに事業に含ませることはある。

事務局：よほど思いがある所有者が自分の山に通うのに、建設会社等に頼んで道を直すことなどを想定。

委員：木を伐るぐらいでなくて土を入れ替えるようなイメージ？

事務局：草刈りでもプロがやる。木を伐るのも重機を入れてやるイメージ。

事務局：素材生産事業者に関係する部分では新規規則で(5)と(6)。デジタル導入や省エネルギーだと 1/3 だったのが 1/2 の補助率となる

委 員：山側だと関係するのは？

事務局：デジタル機器とかは、北海道でスマート林業機器導入の補助金があるが、制約があり規模も大きくない。北海道の事業を事例にして要綱で 1/2 ずばっと出せるように。ハーベスタで 1/3 が ICT ハーベスタであれば 1/2。

委 員：ドローンも対象？

事務局：ドローンも同じで 1/3 より 1/2 に入れたらよいと思う。

会 長：省エネは林業では思い浮かばない。工場施設を想定しているもの？

事務局：同じような林業機械でも、エネルギー効率が何年比較で下がれば認めるという道の事業が昨年度にあり、1 発ものだったが、我々が規則で柔軟に運用して支援できればと思う。再生可能エネルギーの方は林業機械では難しい。工場施設でいままで灯油で乾燥していたものをバイオマスでという感じ。規則の内容について審議会以外でも具体的な案を考える場を設けてもいいと思う。

委 員：第 16 条の返還はいつから？5 年間継続すると返還しなくていいとあるが、例えば継承してから 3 年目で条例改正となったとき、年を追って免除というのが保障できるか？

事務局：附則の中で注意書きをすることで対応できる。途中でもし止めた場合、3 ヶ月以内に補助金を返還する。これは新規就農の条例に合わせている。

委 員：連帯保証人はつける？

事務局：つける。

委 員：月額 20 万円は何を意図しているか。生活費？

事務局：生活費を想定。

委 員：息子が承継した場合も対象？

事務局：そこは規則で制限をかけようと思っている。2 親等以内とか。従業員も対象外としたい。

委 員：町外から来た人が、この 20 万円で生活の足しにしてもらいたいイメージ。

会 長：町外から来て色んな面でハードルが高く、何年かで止めてしまうリスクもある。

委 員：心配としては、継ごうと思って来て無理だった場合、本人としては大変な状況。そのとき 1 年居たとして 240 万円を 3 ヶ月以内に返してくださいと言われて対応できる状態なのか？町外に移住した場合に取り立てできるのか？

事務局：貸すリスクはある。

会 長：例えば阿部養鶏場は事業承継で上手くいった例。後継者がいないのに希望を出していない会社は事業承継にならない。

事務局：今年 6 月に商工会等で農業者以外にアンケートやヒアリングを行っているが、いろいろパターンがあって、夫婦で年金をもらっているから何とか経営できているけど、新しい人が入ったら厳しいという話があったり、経営状態を見せてくれないところもあったりする。本人が最初から承継を求めている場合は優先順位が低くなる。ものによっては地域に必要なものもある。農業の場合居抜きでないと難しい。ハウス 1 棟 700 万円超えるくらい。5 棟建てないと生計立てられないとなると基盤整備も含めて 5000 万円借金することになるの

で、離農される人の所に入ってもら方が良いが、双方のタイミングが合わないといけない。元々離農される方は施設にお金をかけてこなかったもので、居抜きで入ると逆にもっとお金がかかってしまう。本当に引き継げる場所なのかも判断しながらやっている。

会 長：下川に必要なかどうかというのは判断できないけど、自分の近いところで後継者がいないので止めてしまうところがあり、もったいない。ニーズがあるのにやる人がいない。やりたい人と上手く結び付けられるといいと思う。わかる人が見たら、ぜったい儲かるのにといいはある。知らない人は知らない。極端な話、ガソリンスタンドがなくなると困ると思う。必要なものは残す作戦はあるか？

事務局：明日の中小企業の審議会でも議論して、全体の審議会の中でも共有できればと思う。

事務局：先日の農業振興審議会でも第5章の審議会の構成の話の中で、農業について他の委員にも知ってほしいという意見があった。商工業者とのコラボや6次産業の話も複合的に議論して前向きな方向に行けそうだねという意見も。

委 員：第21条の専門委員の具体的なイメージは？

事務局：外部の有識者、アドバイザーを想定。そういう方を委嘱する形。

委 員：審議会の議論に同席する？

事務局：同席し、アドバイスをもらう。

会 長：3つの会で15人の委員。意見は纏る？必要に応じて部会でやることとなるが、全体の会議との関係性は？

事務局：イメージとしては総合計画審議会の産業版。それぞれの部会で審議して最後は全体会議で。例えば人材不足をテーマにして、それぞれの部会で審議してもいいと思う。

事務局：フリーに話をしているだけでガチャとしても噛み合わない。どっかの審議には必ずテーマを入れたい。今年度は人材確保みたいに。共通のテーマがあれば議論ができる。

委 員：せっかく3つの条例が1つになるということで、こういう視点があるといいと思う。一点目は地域内の資源循環。酪農の糞尿を畑作の堆肥に利用している。今後、鉄骨が高騰するなら牛舎の柱に木材を使うとか。地域の離れたところから資源を依存しているが、産業間でも地域循環を促していく必要がある。下川町はバラエティに富んだ産業構造がある。西興部村では液肥が余って、下川町に持ってきているという。二点目は気候変動・脱炭素という考え方の中で取り残される事業者の産業の転換を促していくという視点。ジャストラ研究会を1年半やっているが、脱炭素の流れに取り残されないように、公正に移行させていこうという視点がこれから大事。ガソリンスタンドがこのまま化石燃料を売り続けられるように残していくという方針もあれば、化石燃料ではない形に事業を転換させていく考え方もある。どちらにするかで支援も変わってくる。その辺り新しい条例の中で促していくことも大事だと思う。

会 長：人口が少なくなってきた、産業間で協力していかないといけない。どこかで人が足りないとか、その業界だけだとそれで終わってしまうが、纏まって審議会がやれると、纏まった議論ができる。地域の課題解決をしていければいい。除雪の人材が足りないと言われてる。冬に仕事が少ない人がカバーしていければいいと思う。

事務局：そういう話題から審議会で話し合われて、例えば除雪の事例で言えば産業間が連携して除雪機械を導入したいとなれば、要綱や規則で機動的に支援がつけられるようになるイメージ。

事務局：そう考えると共通する議論のテーマとして麻生委員の地域資源のテーマも。

事務局：そこに限られた財源を注入させていただくとみんながハッピー。各産業に補助を出す形になる。

（３）その他

事務局：スケジュールについて条例の関係は１２月２日までパブコメ。１２月議会で上程。決まったら審議委員を決めて新年度からスタート。議会には全員協議会で説明していく。条例の詳細は規則に移行するが、規則を柔軟に変えていくときも全員協議会で議会の意見を聞きながら進めていきたい。ホームページにパワポ等でわかりやすく周知していくことも必要。

事務局：関連して産業振興条例に係る事業の予算について見直しを予定している。総合計画審議会の委員会の方にも意見を聞こうと考えている。現在パブコメ自体をやっている、貴重な意見を出していただければと思う。